

# 市民体育館大規模改修および増築工事のお知らせ

〔施設利用関係〕 鳥羽市民体育館管理事務所  
〔工事関係〕 建設課まちづくり整備室  
☎ 6215  
☎ 1172



9月より、市民体育館の改修工事とサブアリーナの増築工事が始まります。工事期間中は上記の区域内はバリケードを設置し立入禁止とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、8月から武道館側の道路より工事用車両の出入口の設置や樹木の伐採を行いますので、利用する際は注意してください。

体育館の利用は、8月9日(金)までとします。その他(多目的グラウンドの一部を除く)の運動施設は通常通り使用できますが、9月2日(月)より管理事務所がプールの事務所へ移転しますので、施設の利用申し込みの際は注意してください。また、工事期間中は相撲場周辺に臨時駐車場を設けますので、事務所へお越しの際は、保健福祉センターひだまり側の臨時駐車場出入口からお入りください。

## 福祉医療費助成制度について

市民課保険年金係 ☎ 1128

### 受給資格証の更新

9月1日から、障がい者医療費、一人親家庭等医療費、子ども医療費の福祉医療費受給資格証が更新されます。平成31年度所得(一人親家庭等医療費の場合、養育費の80%を含む)を確認し、引き続き該当のかたには、8月下旬に新しい受給資格証を郵送します。なお、所得の確認ができないかたには別途書類を送付しますので、手続きをお願いします。65歳以上の障がい者のかたで後期高齢者医療制度の対象者には、医療機関で受給資格証を提示する必要がないため、本年度も資格証は発行されません。

### 現物給付の対象地域

未就学児を対象として実施している現物給付について、令和元年9月診療分から対象となる医療機関の地域が三重県下全域に拡大されます。

※現物給付とは…医療費を窓口負担せずに助成を受けること

### 注意事項

○受診するたびに必ず「現物給付」の記載のある受給資格証を医療機関などの窓口で提示してください。

※提示がない場合は、これまでと同様に医療機関などの窓口で一時的に医療費を負担していただきます。

○本市を転出するなどの理由により、受給資格を喪失したかたは、受給資格証は使えませんが、速やかに資格証を市民課保険年金係または各連絡所窓口へ返却してください。

※資格喪失後に「現物給付」で助成を受けた場合は、市に返金していただくこととなります。

○保育所などでけがをした場合など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度の給付を受ける場合は、福祉医療費助成を受けることはできません。医療機関などの窓口で医療費を支払ってください。

